

横浜市立桜丘高等学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月 25 日改訂

桜丘高校は、「敬 愛 信」を校是とし、教育目標に「知育、徳育、体育の調和的な伸長を図る」を掲げ、日々教育活動を行っている。加えて、平成 24 年度より横浜市教育委員会から進学指導重点校に指定され、進学指導に重点的に取り組んでいる。

また、教育目標のもと、「学ぶこと」「働くこと」「生きること」を涵養する学校として、考える力を伸長させ、高い学力の育成を図るとともに、社会人基礎力や豊かな人間性、社会性を育成することを目指している。

この目標を達成するためには、全校生徒が安心して学校生活を送り、高い志を実現できるよう、教職員が生徒とともに人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりをすることが必要不可欠である。そのため、ここに日常の指導体制を構築し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「横浜市立桜丘高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象にしたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、教職員が一体となった取り組みが必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

そのため、質の高い授業や学級活動、生徒会活動及び部活動等を充実させることで、自尊感情と適切な人間関係づくりの力を伸長させる必要がある。また、教職員は日頃より生徒一人ひとりの思いや成長に寄り添い、生徒理解を深めるとともに教育相談体制の充実を図り、教師の受信する力を向上させる必要がある。学年会や分掌会、その他の会議などで情報の共有化をはかり、生徒の実態を組織を通じて綿密に把握し、迅速に対応する必要がある。いじめを認知した場合は、関係生徒や保護者との信頼関係に基づいて事実把握に努め、必要に応じて関連機関との連携を図り、早期に解決できるよう全職員で組織的に取り組む。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 組織の構成

本校組織の中にいじめ防止対策委員会を設置する。管理職、生活保健指導部主任、学年主任（もしくは副主任）、養護教諭をメンバーとし、案件に応じて関係職員も会議に参加する。さらに、必要に応じて SC、SSW 等の専門家も会議に参加する。

(2) 組織の役割

- ①教職員研修や教職員の見取り情報の共有及び定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見や予防に努める。
- ②いじめ解決のための事実調査及び解決法の検討を、いじめ防止対策委員会を中心にこない、関係者へ報告する。
- ③事案の必要性に応じて SC、SSW 及び児童相談所など関連組織との連携について、中心的役割を果たす。

*年間活動計画は別添

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1) いじめの防止

- ①学級、生徒会、部活動等で思いやりのある適切な人間関係の構築を指導する。
- ②授業規律を確立するとともに、思考・判断・表現など生徒主体の学習場面を設定し、様々な考え方や感じ方を受けとめられる集団作りの中で、自尊感情の向上を図る。

(2) いじめの早期発見

- ①教職員の学年団を中心に、生徒会、部活動、教育相談（個人面談）など様々な場面で生徒の情報を常に共有できるよう、日頃からの教職員間のコミュニケーションの円滑化を促進するとともに、職員会議及び学年会での情報交換の場を設定する。
- ②いじめ等の訴えを吸い上げるため、いじめ解決のための生活アンケートを実施するとともに人権尊重の気風を育てる。
- ③年間に数回ある教育相談（個人面談）を通じて、担任は生徒の実情を把握し、生徒の立場に立って一緒に考える場面を多くつくる。また、個人情報ではあるが、十分に配慮した上で他の教職員に相談し、内容によってはいじめ防止対策委員会に報告して、組織で対応していくことで、いじめの早期発見や防止につなげる。

(3) いじめへの対処

- ①定期的に生活指導部会議及びいじめ防止対策委員会を開催し、生徒の情報を共有するとともに、いじめに対しては担任や顧問一人で解決するのではなく、学年、生活指導部、保健室、いじめ防止対策委員会など、学校として組織的に解決する体制を構築する。
- ②被害生徒及び保護者への連絡や支援について迅速に対応する。同時に加害生徒及び保護者についても、指導方針を明確にして対応する。被害、加害ともに必要に応じて、教育委員会、児童相談所や地元警察など関係機関との連携を図る。

4 研修の実施とその目的

- (1) 人権教育推進委員会を中心として人権研修会等を開催し、生徒理解と人権意識に基づいて高校生の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研鑽する。
- (2) 全教職員がいじめについて人権問題であるとの認識を持つことと、早期発見できる力を促進し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

5 関係機関との連携

- (1) 発生した事案によっては、学校運営協議会や外部機関を活用し、個人情報に配慮しながら事実を報告し、解決のための支援を得る。
- (2) いじめに関わった生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所との適切な連携を図る。また、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

6 重大事態への対処

生命、心身または財産に重大な被害を与える重大事態については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (1) 事案は直ちに教育委員会に報告する
- (2) いじめ防止対策委員会が主動して事実の調査をおこない、事案の全体像を早期に把握する。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査内容の報告をするとともに、いじめの解決について可能な方策を検討し実施する。
- (4) 全校アンケートを実施して類似の事例がないかを調査し、事例があれば同様に対処する。
- (5) 再発防止のため、指導体制の見直しを図るとともに、全校にいじめ防止について意識の喚起を図る。いじめの解消後も、注意深く観察を継続する。

7 その他

必要があると認められる場合には、いじめ防止基本方針を改訂し、改めて公表する。

附則

- この基本方針は、平成26年3月策定、4月より実施する。
- この基本方針は、平成29年2月に改定し、同年4月より実施する。
- この基本方針は、平成30年2月に改定し、同年4月より実施する。
- この基本方針は、令和6年3月に改定し、同年4月より実施する。
- この基本方針は、令和7年3月に改定し、同年4月より実施する。

別添 1

いじめ防止対策委員会 【年間活動計画】

- 4 月 いじめ防止委員会発足、特別支援研修会（生徒理解・いじめ防止等）開催
- 5 月 いじめ防止対策員会で情報共有
「いじめ解決のための生活アンケート」(市教委)の実施と集計、分析
- 6 月 いじめ防止対策員会で情報共有
- 7 月 いじめ防止対策員会で情報共有
- 9 月 夏休み明けの生徒の変化について情報収集
いじめ防止対策員会で情報共有
- 10 月 いじめ防止対策員会で情報共有
教育相談（個人面談）で得た情報の共有と検討
- 11 月 いじめ防止対策員会で情報共有
- 12 月 いじめ防止対策員会で情報共有
「いじめ解決のための生活アンケート」(市教委)の実施と集計、分析
- 1 月 いじめ防止対策員会で情報共有
- 2 月 いじめ防止対策員会で情報共有
冬休み明けの生徒の変化について情報収集
- 3 月 今年度の振り返り、次年度の年間計画作成

※ 校内においては、生活保健部・特別支援教育推進委員会・各学年会等関係組織と常に連携をとる